

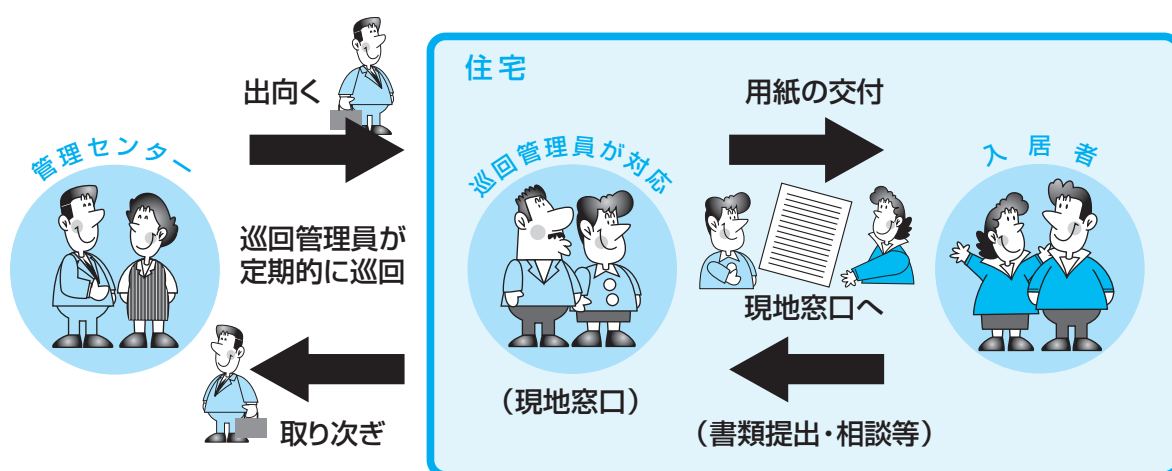
入居中に必要な手続きは…

各種申請などの手続き

入居中の各種申請などの手続きは、下の図のようになっています。

もし、手続きを怠りますと不利益を受ける場合がありますので、ご注意ください。

●巡回管理員は、住宅内に設ける現地窓口へ定期的に巡回します。その現地窓口にて、入居者のみなさんから提出される届出書や申請書、住まい方相談等を取り次ぎます。（職員のため非居住者です。）



（住宅によって、巡回曜日、時間が異なります）

入居中に次のようなことがあれば、手続き・承認が必要です。

同居者の変更

同居者に変更がある場合は、次の手続きを行ってください。

●異動届

お子さんが生まれたり、同居者が退去、または死亡された場合は、必ず「異動等届」を提出してください。



●同居承認申請

当初からの同居家族（入居承認書に記載されている者）以外の人を同居させようとする場合には、「市営住宅同居承認申請」を行わなければなりません。

※無断同居の場合、その同居者が不適格な人であれば退去していただくとともに、入居者についても不利益を受ける場合があります。

ご注意ください
この同居承認申請は、承認できる範囲が限られていますので、申請される前に必ず管理センター、または巡回管理員に相談してください。

入居者(名義人)の変更(入居者の地位の継承承認申請)

入居者(名義人)が死亡又は退去した場合、以下の1～3のいずれかに該当する場合、承認を得れば引き続き居住することができます。ただし、収入超過者又は高額所得者の場合は承認を受けることができません。

1 入居当初からの同居者で以下のいずれかに該当する場合。

- ①入居者の配偶者
- ②60歳以上の者
- ③障がい者又は当該障がい者と同一の世帯に属する者
- ④母子家庭の母及び父子家庭の父
- ⑤生活保護受給者など

2 入居者の配偶者で同居承認を得て1年以上同居していたもの。

※配偶者であることにより同居の承認を受けて居住していた者の配偶者は除かれます。

3 上記1、2の承認を受けることができる同居者がいない場合で、1の②～⑤のいずれかに該当する場合。

一時不在承認申請

長期出張などの事情により、長期不在をする場合は、「市営住宅一時不在承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。承認を受けずに住宅を不在にしたときは、無断退去とみなされることもあります。

また、市営住宅に戻ってこられた場合は、すみやかに「市営住宅の一時不在に係る帰宅届」を提出してください。

●同居者のいる入居者が1年以上住宅を使用しないとき。

●入居者及びすべての同居者が、1月以上住宅を使用しないとき。



氏名・勤務先の変更

次のような変更がある場合には、すみやかに次の手続きを行ってください。

●入居者または同居者の氏名が変わった場合

「異動等届」を提出してください。

●入居者の勤務先・勤務場所が変更になった場合

「異動等届」を提出してください。

【模様替・増築】

住宅の一部を模様替(手すり設置等を含む)、または物置などの増築をしようとする場合は、「市営住宅模様替承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。

【パラボラアンテナの設置】

住宅の専用部分に衛星放送受信用パラボラアンテナを設置する場合は、「パラボラアンテナ設置届出書」に「誓約書」を添えて提出してください。

●屋上に設置する場合には、自治会長、棟全員の同意を得たうえで、「パラボラアンテナ設置承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。

【CATV(ケーブルテレビ)の加入】

CATV加入に伴うCATVケーブル引込みについては、既存のテレビ共聴配線設備の利用が原則です。

その場合には自治会長、およびCATVケーブル引込み該当の棟全員に工事の同意を得る必要があります。

【インターネットの接続】

光ケーブルを利用したインターネットの接続は、事前に事業者へ接続の可否などを問い合わせた上、自治会及び棟内で協議し、条件を満たせば接続可能です。

【エアコンの設置】

住宅内にエアコンを設置する場合は、設置できるエアコンの基準が定められています。

●2台分の電気設備などが設けられている住宅を除き、原則として1住戸あたり1台のみ設置を認めています。

【設置基準】

- ・圧縮機(コンプレッサー)出力が、750W以下であること。
- ・定格消費電力(入力)が、1250W以下であること。
- ・電源電圧が単相100Vであること。

※専用回路のない住宅は、その回路を設置する必要があります。なお、この場合は模様替の承認が必要です。

ご注意ください



●承認申請は、承認できる範囲が限られているものもありますので、事前に管理センター、または巡回管理員にご相談してください。

●模様替・増築・設置物などは、退去する際や住宅管理上支障がある場合には、自己負担で撤去し原状回復しなければなりません。